

石綿処理に係る工事仕様書

令和 7 年 7 月

新宿区総務部施設課

※ 凡例 ○は適用を示す。

目 次

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1 適用範囲

第2章 事前調査

第1節 一般事項

2.1.1 適用

2.1.2 事前調査を実施する者

2.1.3 事前調査の注意点

2.1.4 事前調査の対象に該当しない工事

第2節 書面・目視調査

2.2.1 書面調査のための参考資料及び設計図書等の提供又は貸与

2.2.2 施設の立ち入り

2.2.3 呼吸用保護具及び保護衣等

第3節 分析調査

2.3.1 分析調査について

第4節 記録・報告

2.4.1 事前調査の結果等の報告

2.4.2 事前調査結果の発注者への書面による説明及び保存

2.4.3 作業内容等の確認

2.4.4 事前調査の結果及び作業内容等の掲示

2.4.5 事前調査に関する記録作成、保存及び備え付け

第3章 石綿除去工事

第1節 一般事項

3.1.1 適用範囲

3.1.2 施工一般

3.1.3 施工計画書

3.1.4 石綿作業主任者

3.1.5 関係官公署への届出等

第2節 共通事項

3.2.1 専門工事業者

3.2.2 作業内容等の掲示

3.2.3 呼吸用保護具及び保護衣等

3.2.4 記録及び保存

第3節 除去方法等

3.3.1 共通事項

3.3.2 石綿含有吹付け材の除去

- 3.3.3 石綿含有保温材等の除去
- 3.3.4 石綿含有成形板等の除去
- 3.3.5 石綿含有仕上塗材の除去
- 3.3.6 せん孔等作業
- 3.3.7 封じ込め、囲い込みの作業
- 3.3.8 廃水の処理

第4節 測定等

- 3.4.1 空気中の石綿濃度測定

第5節 記録・報告

- 3.5.1 除去等作業の結果に関する区への報告
- 3.5.2 記録写真

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1 適用範囲

本仕様書では「東京都建築工事標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）のうち、「第1章 総則」及び「第29章 石綿除去工事」に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。

本仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書、設計図書（特記仕様書、図面）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）（以下「石綿マニュアル」という。）による。

なお、標準仕様書及び石綿マニュアルは、契約締結時点での最新版を適用することとする。

第2章 事前調査

第1節 一般事項

2.1.1 適用

この章は、関係法令等に基づく石綿含有建材の事前調査について、標準仕様書「1.5.1 事前調査」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難い事項を定める。

2.1.2 事前調査を実施する者

受注者は、関係法令に基づき、以下の者に建築物（一戸建て住宅等を除く）の事前調査を行わせなければならない。

なお、以下の者が建築物（一戸建て住宅等を除く）の事前調査を行うことができる。

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省 告示第1号。以下、「登録規程」という。）第2条第2項に規定された一般建築物石綿含有建材調査者
- ② 登録規程第2条第3項に規定された特定建築物石綿含有建材調査者
- ③ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

※関係告示等：令和2年厚生労働省告示第276号、令和2年環境省告示第76号、基発0804第8号（厚生労働省労働基準局）

ただし、特定工作物（建築設備を除く）を調査する場合は、登録規程第2条第5項に規定された工作物石綿事前調査者が事前調査を行うこと。詳細は、石綿マニュアル「4.3.4 事前調査を実施する者」を参照すること。

2.1.3 事前調査の注意点

事前調査は、石綿マニュアル「4.3.1 事前調査の対象」等を参照し、関係法令上事前調査が必要な工事を対象として実施するほか、実施の際は次の事項についても行うこと。

- (1) 新築、改築、増築工事等の場合でも、既存建築物の一部でも除去、封じ込め及び囲い込み（以下、「除去等」という。）の工事を行う場合は、事前調査を行うこと。これには外構工事における工作物等を対象とした工事も含む。
- (2) 改修工事等の直接の対象ではない建材についても、足場を固定する際に穿孔する部分や、施工時に接触及び振動等により損傷させる恐れがある部分は調査を行うこと。
- (3) 石綿含有吹付け材（レベル1）、石綿含有保温材等（レベル2）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（レベル3）を明確に区分し、調査の記録、報告書の作成及び除去計画等に反映させること。なお、建築用仕上塗材のうち、石綿が含有する吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトは、石綿含有仕上塗材ではなく石綿含有吹付け材に該当することに留意すること。
- (4) 吹付け材が使用されている（封じ込め又は囲い込みの措置がされている場合を含む）部屋等で改修工事等を実施する場合は、吹付け材に直接触れない場合も、吹付け材の石綿含有状況及び劣化状況等の調査をあらかじめ行うこと。
- (5) 石綿含有吹付け材の除去工事における事前調査を実施する場合は、取り残しを防ぐため、あらかじめ吹付け施工がされた部分の周辺についても、吹付け材の付着の有無を確認すること。特に、吹付け施工がされた天井等のボードを撤去等する場合は、照明器具等の設備機器の開口部からボードの裏側に吹付け材が入り込んでいる可能性を考慮し、天井内等、ボードの裏側の状況を確認すること。

2.1.4 事前調査の対象に該当しない工事

当該工事が事前調査の対象として該当しない場合は、石第1号様式「事前調査の対象に該当しない旨の報告書」を監督員に提出する。なお、報告書には「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和2年8月4日付け基発0804第8号 厚生労働省労働基準局）の「第3 1（1）ア ③ 事前調査の対象とならない作業」に示される（ア）から（ウ）の作業のうち、どの作業に該当するかを具体的に記載すること。

第2節 書面・目視調査

2.2.1 書面調査のための参考資料及び設計図書等の貸与又は提供

- (1) 書面調査のための参考資料の提供又は貸与は特記仕様書による。
- (2) 受注者は、新宿区から貸与又は提供された参考資料及び設計図書等を、当該除去工事における事前調査以外の用途に使用してはならない。また、資料等から知り得た情報を工事関係者以外に伝えてはならない。
- (3) 受注者は、貸与された参考資料及び設計図書等を、注意を払って取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受注者は、貸与された参考資料及び設計図書等を、業務完了時に発注者へ返却しなければならない。

2.2.2 施設の立ち入り

事前調査のため、施設及び敷地内へ立ち入る際は、調査者等は腕章等を身に着け、当該調査の関係者と判別できるようにすること。

2.2.3 呼吸用保護具及び保護衣等

事前調査において、分析調査のための試料採取を行う場合や、建材の劣化及び破損等により石綿が飛散している恐れのある場所を調査する場合は、呼吸用保護具及び保護衣等について、石綿マニュアル「6 呼吸用保護具、保護衣」及び「付録Ⅰ 事前調査の方法」を参照し、調査に適した保護具等を選定し、使用すること。

第3節 分析調査

2.3.1 分析調査について

事前調査において石綿の含有が不明な建材について、分析調査を実施する場合は、「新宿区石綿分析実施基準」による。

なお、分析調査の実施について設計図書にあらかじめ定めがない場合又は想定した内容と異なる場合は、監督員との協議により分析調査の実施を決定すること。

第4節 記録・報告

2.4.1 事前調査の結果等の報告

床面積 80 m²以上の解体工事又は請負金額 100 万円以上改修工事の受注者は、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、当該工事を行う前に、新宿労働基準監督署長及び新宿区長に報告すること。

詳細は、石綿マニュアル「4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告」を参照すること。

なお、「3.1.5 関係官公署への届出等」による官公署への届出とは別であることに留意すること。

2.4.2 事前調査結果の発注者への書面による説明及び保存

受注者は、石第2号様式「石綿使用の有無に関する事前調査結果報告書」を作成し、監督員へ説明の上、以下の「表 2.4.1」に示す書類を添付し提出すること。また、監督員へ提出した書面の写しは、当該工事が終了した日から3年間保存すること。

説明事項は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第98号。以下、「大防法」という。）に基づき、石綿マニュアル「2.2.5(5) 解体工事に係る説明」及び「4.3.6 事前調査結果の発注者への説明」を参照すること。

表 2.4.1 石綿使用の有無に関する事前調査結果報告書に添付する書類

添付書類	備考
解体等工事に係る事前調査説明書面	・原則、「石綿事前調査結果報告システム」により様式を出力して作成する。
特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要	・除去作業を実施する場合のみ添付する。 ・原則、「石綿事前調査結果報告システム」に

	より様式を出力して作成する。
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	・原則、「石綿事前調査結果報告システム」により様式を出力して作成する。(※1)
「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」の掲示場所	・平面図等
調査した建材及び石綿の含有等を示した調査詳細表	・任意様式(※2)
含有または含有なしと判断した際に使用した根拠資料	・任意様式(※2)
石綿含有建材位置図面	・石綿含有又はみなし含有とした建材があった場合のみ添付する。 ・任意様式(※2)
分析調査報告書	・分析調査を実施した場合のみ添付する。
分析調査資料採取箇所を示した図面	・分析調査を実施した場合のみ添付する。
調査状況写真	・任意様式(※2)
分析調査資料採取作業写真	・分析調査を実施した場合のみ添付する。

※1：調査により、施工範囲に使用されている石綿含有建材が「レベル1・2（届出対象）」、「レベル3（届出非対象）」、「石綿含有なし」のうち、該当する内容によって記載すべき事項が異なることに注意すること。

※2：石綿マニュアル又は建築物石綿含有建材調査者講習等で示されている、事前調査結果報告書の作成例を参照とすること。なお、区が過去に行った石綿に係る調査の結果資料を提供している場合、当該調査結果資料の一部を現況に合わせて更新、又は相違が無いことを確認したうえで、添付書類として使用することができるものとする。

2.4.3 作業内容等の確認

- (1) 受注者は、事前調査の結果と照らし、設計図書に定めていた石綿含有建材の除去等に係る作業内容及び範囲等が適切であるか確認し、作業内容等の変更が必要な場合は速やかに監督員と協議を行うこと。
- (2) 工事範囲における石綿含有建材は残置せず、原則として除去することとし、作業内容及び範囲を確認すること。ただし、壁面等の一部にせん孔等作業のみ行う場合はこの限りではない。

2.4.4 事前調査の結果及び作業内容等の掲示

受注者は、「大防法」及び「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号。以下、「石綿規則」という。）により、事前調査の結果及び作業内容等について掲示すること。掲示内容等については以下による。

- (1) 掲示内容及び様式については、原則、「石綿事前調査結果報告システム」により出力した、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」によるものとする。なお、石綿含有建材の使用の有無等により内容及び様式が異なることに留意すること。詳細は石綿マニュアル「4.6 事前調査の結果及び

作業内容等の掲示」を参照すること。

- (2) 掲示内容は、「表 2.4.1」のとおり「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を事前調査結果報告書に添付し、あらかじめ監督員に報告すること。
- (3) 掲示は、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行うこと。
- (4) 掲示の大きさは A3 判 (29.7cm×43cm) 以上とすること。
- (5) 雨天、強風等による汚損、脱落がないよう、必要に応じて防水加工等の措置を施すこと。
- (6) 掲示場所は、公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所（敷地出入口、施設出入口等）とすること。なお、「表 2.4.1」のとおり「お知らせの掲示場所」を事前調査結果報告書に添付し、あらかじめ監督員に提出すること。

2.4.5 事前調査に関する記録作成、保存及び備え付け

事前調査に関する記録作成を行う際は、「大防法」及び「石綿則」により、事前調査の記録等を作成し、解体工事が終了した日（下請人にある場合は、事前調査が終了した日）から 3 年間保存すること。また、記録の写しを作業場に備え付けること。

詳細は、石綿マニュアル「4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存」を参照すること。

<参考>

【石綿マニュアル「表 4.3.2 事前調査の結果の記録等事項」】

大防法施行規則 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 7 項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
—	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く。）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有す
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	

	る者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。)の写し ※上の事項は令和5年厚生労働省令第2号により、次のように改正され、令和8年1月1日から施行される。 ・ 事前調査を行った者の氏名 (※改正) ・ 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し (※追加) ・ 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し (※追加)
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か (特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨) 及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠 (石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む)
-	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

第3章 石綿除去工事

第1節 一般事項

3.1.1 適用範囲

この章は、標準仕様書「第29章 石綿除去工事」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難しい事項を定めており、「大防法」及び「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号。以下、「安衛法」という。)に基づき、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等 (石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材)、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材 (以下「石綿含有建材」という。)を使用する建築物及び工作物の解体又は改修工事を施工する場合に適用する。

3.1.2 施工一般

石綿処理に関する調査、作業等については、標準仕様書「29.1.3 施工一般」による諸法令等の遵守に加え、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)、「石綿マニュアル」、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成26年3月31日技術上の指針公示第21号。厚生労働省)、「建築物の解体等に係る石綿 (アスベスト) 飛散防止対策マニュアル」(東京都環境局)、「アスベスト成形板対策マニュアル」(東京都環境局)、「新宿区における建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」(16新環環公第180号) (以下、「区要綱」という。)等を遵守し、工事関係者のみならず、工事関係者以外の者にも危害を及ぼすことのないように施工すること。諸法令等の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行うこと。

3.1.3 施工計画書

- (1) 受注者は、工事着手までに「大防法施行規則」第 16 条の 4 及び「石綿則」第 4 条に定められた事項(作業計画)を盛り込んだ施工計画書を作成すること。
- (2) 石綿処理に関する作業等を行う作業者及び確認者等について、関係法令及び特記仕様書等により必要と定められる資格を有することを示す資格者証等の写しを施工計画書に添付すること。
- (3) 受注者は、作成した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得た後に施工すること。

3.1.4 石綿作業主任者

- (1) 受注者は、事前調査により建材に石綿が含有していると判明した場合又は含有しているとみなして除去工事を施工することとなった場合、石綿作業主任者を専任すること。
- (2) 受注者は、施工計画書に記載の石綿除去に係る作業計画について「石綿則」第 20 条の実施に際し、支障のない内容であることを石綿作業主任者に確認させること。
- (3) 受注者は、石綿作業主任者の資格証明書を施工計画書に添付すること。
詳細は、石綿マニュアル「4.4 作業計画の作成」を参照すること。

3.1.5 関係官公署への届出等

(1) 区の届出資料への協力

受注者は、以下に該当する届出に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力すること。届出対象工事、届出事項、届出の様式、届出期日及び添付資料等の詳細は石綿マニュアル「4.5 作業実施等の届出」及び新宿区ホームページを参照すること。

<参考>

【大防法、環境確保条例に関する届出先】

新宿区環境清掃部環境対策課公害対策係 連絡先（直通） 03-5273-3764

工事の内容	法令及び条例 届出書類 様式	大防法 第 18 条の 17 特定粉じん排出等 作業実施届出書 (様式第 3 の 5)	環境確保条例 第 124 条第 1 項 石綿飛散防止方法等 計画届出書 (第 3 5 号様式)
石綿含有吹付け材の使用面積	15 m ² 以上	○	○
	15 m ² 未満	○	×
石綿含有吹付け材、石綿含有保温材 が使用されている建築物の延べ面積及 び工作物の築造面積	500 m ² 以上	○	○
	500 m ² 未満	○	×

※該当する届出は、作業開始の 14 日前までに届出

※環境確保条例：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号。東京都）

(2) 受注者の届出義務

受注者は、以下に該当する書類等の関係官庁への届出の提出について遅滞なく行うこと。届出を証明する控え等の写しを監督員に提出すること。届出対象工事、届出事項、届出の様式、届出期日及び添付資料等の詳細は、石綿マニュアル「4.5 作業実施等の届出」を参照すること。

<参考>

【安衛法、石綿則等に関する届出先】

新宿労働基準監督署 安全衛生課 連絡先 03-3361-3974

石綿含有材料		計画の届出
		安衛法 第 88 条第 3 項
		建設工事計画届 (様式第 2 1 号)
石綿含有吹付け材	耐火・準耐火建築物	○
	その他の建築物	○
石綿含有保温材		○
石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材		—

※該当する届出は、作業開始の 14 日前までに届出

第 2 節 共通事項

3.2.1 専門工事業者

標準仕様書「29.2.1 専門工事業者」により、石綿含有建材吹付け材の除去等を行う場合に提出する「工事に相応した技術を有することを証明する資料」とは、実施する除去等の工法について、以下のいずれかの審査証明等を取得していることがわかるものとする。なお、除去等の作業を実施する時点において、当該工法の審査証明等が有効期間内であるものとする。

- ① 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明（吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術）
- ② 一般財団法人ベターリビングの建設技術審査証明（吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術）
- ③ その他、上記と同等以上の審査証明等

3.2.2 作業内容等の掲示

除去等作業を行う際は、作業内容等について掲示を行うこと。

詳細は、「2.4.4 事前調査の結果及び作業内容等の掲示」によるほか、石綿マニュアル「4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示」を参照すること。

3.2.3 呼吸用保護具及び保護衣等

- (1) 石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具及び保護衣等については、「石綿則」及び標準仕様書「29.2.8 保護具等」によるほか、石綿マニュアル「6 呼吸用保護具、保護衣」を参

照することとし、除去対象製品及び除去工法ごとに適した保護具等を選定し、使用すること。

- (2) 半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、原則、保護めがねを併用することとする。ただし、高所作業等で防護めがねの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。
- (3) 石綿除去工事において、監督員が、立会いによる確認等が必要と判断した場合、受注者は、監督員等が作業場の立ち入りに使用する保護具等を用意し、使用後は関係法令に従い適切に処分すること。回数等については、設計図書又は監督員との協議による。

3.2.4 記録及び保存

受注者は、「大防法」及び「石綿則」により、除去等作業の内容等を記録及び保存する。また、監督員の求めに応じて、記録事項を速やかに提示すること。

詳細は、石綿マニュアル「4.15.2 作業の記録、確認及び記録の保存」を参照すること。

<参考>

【石綿マニュアル「表 4.15.1 作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間」】

大防法による記録事項	石綿則による記録事項
●法第 18 条の 14、施行規則第 16 条の 4 第三号 ・記録の実施者：元請業者、自主施工者及び下請負人 ・保存期間：工事終了後まで保存 ・記録事項 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況 (石綿含有吹付け材の切断等を伴う除去、封じ込め、囲い込み、石綿含有断熱材等の切断を伴う除去及び封じ込めを行う場合は確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名を含む)	●石綿則第 35 条の 2 第 1 項 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 ✓ 作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法より記録する ✓ 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間 ✓ 周辺作業従事者*の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間 ※石綿の除去等作業を行っている場所において、他の作業に従事していた者
●法第 18 条の 23 第 2 項、施行規則第 16 条の 16 ・記録の実施者：元請業者又は自主施工者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ✓ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ✓ 特定工事の場所 ✓ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む） ➢ 元請業者等が、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したこ	●石綿則第 35 条 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：従事者が当該作業に従事しなくなった時から 40 年間 ・記録事項（直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象） ✓ 労働者の氏名 ✓ 従事した作業の概要（周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等

との確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせた年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ➤ 石綿含有吹付け材等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認（作業の開始前及び中断時並びに始めて作業を行う日の開始後）及び隔離を解く前の特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認した者の氏名	作業の概要） ✓ 作業の従事した期間 ✓ 作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要 ✓ 上欄の記録の概要 ✓ 保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ） ✓ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
--	--

第3節 除去方法等

3.3.1 共通事項

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去における共通事項は次による。

- (1) 石綿含有建材の除去は、解体又は改修工事に先立って行うこと。
- (2) 除去が完了したことを確認する、石綿等に関する知識を有する者等とは、「2.1.4 事前調査を実施する者」に示す者又は当該除去作業に係る石綿作業主任者を指す。
- (3) 負圧隔離養生や隔離養生（負圧不要）の解除や撤去は、石綿等に関する知識を有する者（石綿障害予防規則第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者または、当該除去作業に係る石綿作業主任者）が、除去が完了したことを確認し、速やかに監督員に報告したのちに実施すること。詳細は、石綿マニュアル「4.15.3 石綿の取り残しがないこと等の確認方法」を参照すること。

3.3.2 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の除去について、標準仕様書「第29章 第3節」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難しい事項は次による。また、詳細については石綿マニュアル「4.7 石綿吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策」を参照し、適切な飛散防止措置を講ずること。

(1) 作業場の隔離等

ア 石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122に規定するHEPAフィルタ及びこれに準じたものをいう。

イ 負圧隔離養生を設置したときは、気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏えい等の異常がないことを目視で確認すること。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認すること。

ウ 隔離空間について、以下の時期に、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入り口で、スモークテスター及びマイクロマンメーターなどを使用し、負圧の確認を行うこと。

- ① 作業日の作業開始前（除去等作業を行う日ごと）

② 休憩時

③ 異常時（対策後）

エ 集じん・排気装置について、以下の時期に、粉じん相対濃度計及び繊維状粒子自動測定器などを使用し、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいがないことを確認すること。

① 除去等作業を行う初日の作業開始前

② 作業日の作業開始直後（除去等作業を行う日ごと）

③ 集じん・排気装置の移動時

④ 集じん・排気措置のフィルタ交換直後

⑤ ③、④の他、集じん・排気装置に変更を加えた時

⑥ 異常時（対策後）

オ イからエについて、上記の時期に限らず、必要に応じて定期的又は連続的に測定及び確認等を実施し、漏えい等の異常がないよう、適切な隔離を行うこと。また、漏えい等の異常が確認された場合は、直ちに作業を中断し、監督員に報告のうえ、異常に対する原因の特定及び対策を行うこと。

その他、漏えい確認の詳細については石綿マニュアル「4.14 隔離を行う場合の作業場の漏えい確認」を参照し、適切に実施すること。

(2) 工法等

石綿含有吹付け材の除去は、「3.2.1 専門工事業者」で資料等を提出した、審査証明等を取得した工法により行うこと。また、石綿マニュアル「4.7.3 除去作業における留意事項」等を参照し、漏えい事故や取り残しがないよう除去すること。

(3) 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分

除去された石綿含有吹付け材は、飛散防止のため固形化させること。

なお、固形化の方法等については、「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き（平成18年1月 東京都環境局）」及び「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－（平成17年12月 東京都環境局）」による。

ただし、監督員の承諾を受けた場合は、石綿飛散防止剤（湿潤剤）で湿潤し、十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック製の袋を使用する場合、厚さ0.15mm以上）で二重に梱包する方法による飛散防止措置に代えることができるものとする。

(4) 確認及び後片付け

ア 石綿等に関する知識を有する者等が行う除去完了の確認後、速やかに監督員に報告したのちに、隔離シート及び足場の撤去等、負圧隔離養生の解除作業を行うこと。なお、監督員が負圧隔離養生内へ立ち入って確認に立ち会う場合は、「3.2.3 呼吸用保護具及び保護衣等」のとおり、監督員が立ち入りに使用する保護具等を速やかに用意すること。

イ 除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を高性能真空掃除機等で取り除いた後、当該施工区画の外へ搬出すること。

ウ 最終清掃の完了時に、監督員の確認を受けること。

3.3.3 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材等の除去について、標準仕様書「第 29 章 第 4 節」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難い事項は次による。また、詳細については石綿マニュアル「4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策」及び「4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策」を参照し、適切な飛散防止措置を講ずること。

(1) 作業場の隔離等

ア 切断又は破砕して除去する場合は、「3.3.2 石綿含有吹付け材の除去」及び標準仕様書「第 29 章 第 3 節」による作業場の負圧隔離養生等、石綿含有吹付け材の除去と同等の飛散防止措置を講ずること。ただし、グローブバッグの使用等、特殊な飛散防止対策を施し、石綿含有保温材等の切断を伴う除去をする場合は、この限りではない。

イ 原形のまま、手ばらしにより除去する場合は、石綿マニュアル「4.8.1 (2) 留意事項」等を参照し、関係法令に基づき作業場所の隔離養生（負圧不要）を行うこと。

(2) 工法等

ア 石綿保温材等の除去は、原則、原形のまま手ばらし又は作業場の負圧隔離養生を必要としない方法により行うこととし、詳しくは次のイからエによる。やむを得ず切断又は破砕して除去する場合等、負圧隔離養生を必要とする方法による除去を行う場合は、「3.3.2 石綿含有吹付け材の除去」及び標準仕様書「第 29 章 第 3 節」による。

イ 石綿含有保温材等を原形のまま取り外す場合は、石綿マニュアル「4.8.1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外す作業」を参照すること。

ウ 設備配管等の石綿含有保温材が使用されていない部分を切断して、石綿含有保温材に直接触れずに取り外す作業を実施する場合は、石綿マニュアル「4.8.2 非石綿含有部での切断による除去」による。

また、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について（通知）」（平成 18 年 1 月 11 日環水大発第 060111001 号）により特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要となっているが、「石綿障害予防規則第 5 条に基づく作業の届出について」（平成 17 年 4 月 27 日基安化発第 0427001 号）により、労働基準監督署への作業の届出その他必要な措置を講じなければならないことに留意すること。

なお、石綿含有保温材が劣化又はすでに破損しており、非石綿含有部の切断の振動等により飛散の可能性が生じる場合は、当該除去方法は行わず、次のエ又は「3.3.2 石綿含有吹付け材の除去」及び標準仕様書「第 29 章 第 3 節」に基づく方法により除去及び飛散防止措置等を行うこと。

エ グローブバッグの使用等、特殊な飛散防止対策を施し、石綿含有保温材等の切断を伴う除去をする場合は、石綿マニュアル「4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策」を参照すること。

3.3.4 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等の除去について、標準仕様書「第 29 章 第 5 節」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難い事項は次による。また、詳細については石綿マニュアル「4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策」を参照し、適切な飛散防止措置を講ずること。

(1) 作業場の隔離等

建物外部の石綿含有形板等を除去する場合は次による。

- ア 対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで防じんシート等で囲うこと。
- イ 除去作業を建物内部で行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所や換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐこと。
- ウ けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断等するときは、石綿マニュアル「4.11.4 (3) 飛散性が比較的高い石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第1種）を切断等する際の隔離養生」等を参照し、関係法令に基づき作業場所の隔離養生（負圧不要）を行うこと。

なお、けい酸カルシウム板第2種は石綿含有保温材等に区分されるため、けい酸カルシウム板第2種の除去は「3.3.3 石綿含有保温材等の除去」及び標準仕様書「第29章 第4節」に基づく方法により除去及び飛散防止措置等を行うこと。

- エ けい酸カルシウム板第1種の除去に限らず、大量に粉じんが発生することが想定される場合は、石綿マニュアル「4.11.4 (4) その他の石綿含有成形板等を除去する際の養生」を参照し、プラスチックシート等による作業場の隔離など、養生及び関係者以外の入場制限を実施すること。

(2) 工法等

次の石綿含有建材を除去する場合は、石綿マニュアル「4.11.4 (5) 1)から6)」等を参照し、適切な飛散防止措置を行うこと。

- 1) 石綿含有スレート波板
- 2) 石綿含有住宅屋根用化粧スレート等
- 3) 石綿含有押出成形セメント板（ECP）
- 4) 石綿含有ビニル床タイル
- 5) 石綿セメント管
- 6) パッキン等、シール材等、ひも状石綿布、石綿含有ガスケット（ジョイントシート）、石綿紡織品（グラントパッキン）

3.3.5 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去について、標準仕様書「第29章 第6節」及び設計図書に定めのない事項又はこれらにより難い事項は次による。また、詳細については石綿マニュアル「4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策」を参照し、適切な飛散防止措置を講ずること。

(1) 作業場の隔離等

- ア 電動グラインダー等の電動工具（高圧水洗工法及び超音波ケレン工法等は除く。）を用いて、石綿含有仕上塗材を除去するときは、石綿マニュアル「4.12.4 (3) 2) 隔離養生について（電動グラインダー等を使用する工法）」等を参照し、関係法令に基づき、作業場所の隔離養生を行う。
- イ 電動工具を使用しない場合においても、建物が隣接している場合等周辺の状況により防炎シート、防音シート、防音パネルによる養生等の飛散防止措置を実施すること。詳しくは、設計図書又は監督員の指示による。
- ウ 高圧水洗工法等、水を使用して除去するときは、石綿マニュアル「4.12.4 (5) 1) 高圧水洗工法」等を参照し、床面を防水シートで養生すること。

(2) 工法等

ア 除去工法は、原則、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成 28 年 4 月 28 日 国立研究開発法人建築研究所 日本建築仕上材工業会）（以下「仕上塗材技術指針」という。）で挙げられている工法のうち、可能な限り粉じんの発生しない、又はより発生量の少ない工法を選定する。ただし、除去部位の状態、騒音、除去後の改修等への影響等についても考慮し、総合的に判断すること。

<参考>

- ① 水洗い工法
- ② 手工具ケレン工法
- ③ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ④ 高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- ⑤ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- ⑥ 超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ⑦ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ⑧ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用含む）
- ⑨ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑩ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- ⑪ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ⑫ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ⑬ ディスクグラインダーケレン工法
- ⑭ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ⑮ その他（上記の工法と同等以上の効果を有する工法）

手順及び工法等の詳細は、石綿マニュアル「4. 12. 3 石綿含有仕上塗材の除去作業手順」並びに「4. 12. 4 石綿含有仕上塗材の除去作業における留意事項」及び仕上技術指針を参照すること。

3.3.6 せん孔等作業

足場の壁つなぎ、配管支持等用のアンカー施工及びコアの抜き取り等のため、石綿含有仕上塗材等を使用した外壁面等（屋内も含む。）に、せん孔等作業を行う場合は、次による。

ア せん孔等作業は、除じん性能を有する電動工具を使用して行うこと。やむを得ず除じん性能を有していない電動工具を使う場合は、漏電による感電の防止措置を講じた上で、常時湿潤な状態にして作業を行うこと。詳細は、石綿マニュアル「4. 12. 4 石綿含有仕上塗材の除去作業における留意事項」を参照すること。

イ せん孔等作業後は、固化剤等を使用し、断面等に飛散防止処理を行うこと。

ウ 集じん及び抜き取り等、せん孔等作業で発生した廃棄物は、石綿含有廃棄物として適切に保管、運搬及び処分を行うこと。詳細は石綿マニュアル「4. 12. 4（4）廃棄物の処理」及び

「4. 12. 5 除去作業の事後処理における留意事項」を参照すること。

3.3.7 封じ込め、囲い込みの作業

石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業は、石綿マニュアル「4.9 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策」に基づき実施し、関係法令を遵守した適切な措置を行うこと。また、当該マニュアルに定めのない事項又はこれにより難い事項は設計図書及び次による。

- ア 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「平成 18 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1173 号」を遵守した措置を講じること。
- イ 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1446 号」を満たした認定品を使用すること。
- ウ 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化及び損傷が少なく、建材下地への十分な付着強度を有していることを確認し、施工時に脱落や飛散の恐れがある場合は補修等の適切な措置を講じたうえで作業を実施すること。なお、封じ込め又は囲い込み作業は既存の石綿含有建材の劣化や損傷がない場合に限り適用することを原則とし、劣化や損傷を確認した場合又は十分な付着強度がない場合は、作業の中止及び変更等について監督員と協議を行うこと。
- エ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用すること。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。
- オ 石綿含有吹付け材の切断等を伴う場合は、除去と同様の作業場の負圧隔離養生及び後片付けの確認等を行うこととし、詳細は「3.3.2 石綿含有吹付け材の除去」による。
- カ 「3.1.3 施工計画書」による作業計画の作成において、施工後に実施する建築基準法第 12 条に基づく定期点検の際に、点検すべき事項及びその方法についても考慮したうえで計画を立て、その内容を施工計画書に記載すること。
- キ 大防法及び石綿則に基づく届出は、除去に限らず封じ込め及び囲い込みを行う際も対象となるため、「3.1.5 関係官公署への届出等」が適用されることに留意する。なお、石綿含有建材に接触せずに囲い込み作業を実施する場合は、大防法による届出の可否を所管の官公署へ確認すること。

3.3.8 廃水の処理

高圧水洗工法等により大量の水を使用し石綿含有建材を除去する場合、又は湿潤化等の飛散防止措置もしくは後片付け等で散水を行い、廃水中に石綿が混入することが予想される場合は、次による。また、石綿マニュアル「4.12.4 (5) 1) 高圧水洗工法」及び仕上塗材技術指針「付 5. 及び付 6.」を参照し、適切な措置を講じること。

- ア 未処理の排廃水の飛散による周囲の汚染を防ぐため、周囲の養生を行うこと。また、作業場外への流出及び地下浸透を防ぐため、床面は防水シートで養生し、シートの端部の立ち上げ等を行うこと。
- イ 廃水を集積し、凝集沈殿やろ過により水処理したのちに、pH 調整、水質検査を行い、下水道等に放流すること。下水道等へ放流する際には、関係法令に留意し、事前に下水道や河川の担当部署に相談すること。水処理によって生じた残渣物（沈殿物、フィルター、固形化したもの）には石綿が含まれることから、石綿含有産業廃棄物として適切に処分すること。

第4節 測定等

3.4.1 空気中の石綿濃度測定

石綿含有建材の除去等を行う場合は、空気中の石綿濃度測定を次のとおり行うこと。また、設計図書に定めのない事項は、石綿マニュアル「5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等」を参照し、適切に行うこと。

- (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去等を行う場合は次による。ただし、グローブバッグを使用して石綿含有保温材等の除去を行う場合は(2)による。

ア 受注者は、環境確保条例に基づき、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺4方向の場所で、作業前、作業中、作業後の石綿濃度を測定し、報告書を提出すること。

また、測定場所については、測定実施前に監督員に報告すること。なお、敷地が広い場合等は施工区画周辺とするほか、周囲環境の影響を受ける可能性がある場合は、状況に応じて測定場所を選定すること。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。

※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。

※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上行うこと。

また、二区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行うこと。

イ 施工区画の隔離状況等を把握するため、設計図書により指定がある場合は、施工区画内及び施工区画直近の外周（除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口）等のうち、指定された地点で石綿濃度を測定し、報告書を提出すること。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。

- (2) 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等又はせん孔等作業の実施において、敷地外へ石綿粉じんが飛散する恐れがある場合は、(1)アによる石綿濃度を測定し、報告書を提出する。また、施工区画内及び施工区画直近の外周等のうち、設計図書により指定された地点について、石綿濃度の測定を実施し、報告書を提出すること。これらに該当しない場合は、目視による監視のみを実施することとする。
- (3) 石綿濃度の測定場所、測定時期及び測定箇所数は設計図書による。なお、「2.4.3 作業内容等の確認(1)」により変更の協議を行った場合は、協議結果による。
- (4) 各測定は、原則として即日中に実施すること。
- (5) 測定により、敷地外又は施工区画外へ石綿の漏えいの疑いが生じたときは、直ちに除去作業の中断及び漏えいの確認を行い、監督員に報告の上、漏えい箇所周辺を立ち入り禁止にする等、緊急措置を講ずること。
- (6) 除去が完了したことの確認をする際は、作業後の測定結果も参照すること。

第5節 記録・報告

3.5.1 除去等作業の結果に関する区への報告

受注者は、除去等作業が終了したときは、石綿除去作業が適切に行われたことの確認を行い、その作業結果について、石第3号様式「特定粉じん排出等作業完了報告書」を作成して、遅滞なく監督員

に書面にて報告の上、提出する。また報告した書面の写しを作業結果の記録とあわせて特定工事終了後、3年間保存すること。

詳細は、石綿マニュアル「4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録、4.15.5 発注者への報告」を参照すること。

3.5.2 記録写真

受注者は、除去等の作業前、作業中、作業後のそれぞれの工程において写真を撮影し、工事写真帳として整理し、原則として工事完了検査日の7日前までに提出すること。

なお、撮影内容等は以下に示す内容のうち、除去等作業の内容に応じて実際に実施、掲示及び設置したものとするほか、「3.2.4 記録及び保存」による除去等作業の記録で、写真により記録をすべきものとする。

また、撮影方法等その他事項は「工事記録写真撮影要領（新宿区総務部施設課）」によるものとするほか、すべての写真において、撮影日時及び撮影場所又は撮影対象を判別できるようにすること。

- (1) 事前調査等の掲示、立入禁止表示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- (2) 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- (3) 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えい点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- (4) 作業計画に基づく作業(※)の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに作業前、作業中、作業後及び取り残し確認の措置の実施状況等を撮影すること。
- (5) 除去した石綿の運搬又は貯蔵を行う際の容器など、必要事項の表示状況、梱包・保管の状況
- (6) 使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際、付着物が除去されていること及び梱包されていること。

附則（平成17年9月6日 17新都営計第419号）

この仕様書は、平成18年4月14日から施行する。

附則（平成18年9月1日 18新都営計第567号）

この仕様書は、平成18年9月1日から施行する。

附則（平成18年11月1日 18新都営計第774号）

この仕様書は、平成18年11月1日から施行する。

附則（平成28年4月14日 28新総施営第63号）

この仕様書は、平成28年4月15日から施行する。

附則（平成31年3月29日 30新総施営第8095号）

この仕様書は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日 2新総施営第540号）

この仕様書は、令和2年12月1日から施行する。

附則（令和3年11月1日 3新総施営第486号）

この仕様書は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 3 日 5 新総施営第 198 号）

この仕様書は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 9 月 27 日 5 新総施営第 383 号）

この仕様書は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 11 日 5 新総施営第 715 号）

この仕様書は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 6 月 20 日 7 新総施営第 215 号）

この仕様書は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。